

様式例 1-A 社会福祉法人設立計画概要
社会福祉法人設立計画概要

(作成日：平成 年 月 日)

1 法人名称及び名称の由来

法人名称	ふりがな	名称の由来
(仮称)		

2 主たる事務所の所在地等

主たる事務所の所在地	
その他の事業を行う場所	

3 実施しようとする事業

種類	名称	定員(人)	種類	名称	定員(人)
第一種社会福祉事業			公益事業		
第二種社会福祉事業			収益事業		
施設整備に係る県補助金交付申請	(無・有)	※「有」の場合	施設名称	初年度出来高見込	%

※ 事業に関する特記事項（既存事業者からの事業引継など）

4 設立当初の役員（理事定数：人）（監事定数：人）

役職	氏名	年齢	現在の職業、役職等	住所	要件等
理事長					
理事					
監事					
監事					

備考1 「年齢」欄には作成日現在の年齢を記載してください。

備考2 次のいずれかの要件等に当たる方は、「要件等」欄に該当する記号を記載してください。（複数の要件等に当たる場合は、当てはまる要件等の全ての記号を記載してください。）

・社会福祉事業について学識経験を有する者…「A」

・地域の福祉関係者…「B」

・施設長予定者…「C」

・同種又は類似の社会福祉事業についての知識経験を有する者…「D」

・財務諸表等を監査しする者…「E」

・設立法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者…「F」

・施設職員（施設長を除く）予定者…「G」

※ 理事のうちに親族等の特殊の関係のある者は、氏名と関係を記載してください。

親族等の特殊の 関係のある者	(記載例) 大和太郎と大和二郎は兄弟（太郎が兄、二郎が弟）
-------------------	-------------------------------

5 評議員予定者（評議員会の設置：有・無）（評議員定数：人）

理事兼務	氏名	年齢	現在の職業、役職等	住所	要件等
有・無					

備考1 「年齢」欄には作成日現在の年齢を記載してください。

2 次のいずれかの要件等に当てはまる方は、「要件等」欄に該当する記号を記載してください。（複数の要件等に当てはまる場合は、当てはまる要件等の全ての記号を記載してください。）

・地域の代表…「H」

・設立法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者…「F」

※ 評議員予定者のうちに親族等の特殊の関係のある者がある場合は、氏名と関係を記載してください。

親族等の特殊の 関係のある者	(記載例) 大和太郎と大和二郎は兄弟(太郎が兄、二郎が弟)
-------------------	-------------------------------

6 社会福祉事業を行うために直接必要な不動産の調達方法
 (1) 土地

		区分		土地の所在地		筆数・面積
①	贈与(寄附) を受ける場 合	贈与予定者氏名・名称 贈与予定者と設立時役員との関係 土地の評価額等		計	計	筆 m ²
	②	現所有者氏名・名称 現所有者と設立時役員との関係 購入予定価額		計	計	筆 m ²
		所有者氏名・名称 現所有者と設立時役員との関係 地上権又は賃借権の設定	期間： 年間	登記予定(有・無)	年間賃借料：	円／年
(2) 建物(建設する場合)		施設整備にかかる費用		施設整備費の財源		
項目	金額(円)	項目		金額(円)		
設計監理費		自己資金				
建築工事費		国・県補助金・交付金				
設備備品整備費		()市町村補助金・交付金				
		福祉医療機構からの借入金				
		その他借入金	借入先			
			借入先			
		計				

※ 建築確認を得る前に必要な土地利用に関する許認可等について、根拠法令、許認可権者、申請先などを記載してください。

(3) 建物（建設する以外の場合）

区分		建物の所在地		構造・延床面積	
① 贈与(寄附) を受ける場 合	贈与予定者氏名・名称 贈与予定者と設立時役員との関係 建物の評価額等			計	m ²
② 購入する場 合	現所有者氏名・名称 現所有者と設立時役員との関係 購入予定価額			計	m ²
③ 他から貸与 を受ける場 合	所有者氏名・名称 現所有者と設立時役員との関係 地上権又は賃借権の設定	期間： 年間	登記予定（有・無）	年間賃借料：	円／年

7 設立当初の資産

(1) 設立当初に受けける土地・建物以外の贈与(寄附)

贈与予定者氏名・名称		使途	
① 贈与予定者と設立時役員との関係	建設自己資金：	円	円
	○○購入資金：	円	円
	運転資金：	円	円
② 贈与予定者と設立時役員との関係	法人事務費：	円	円
	基本財産：	円	円
	使途		
① 贈与予定者と設立時役員との関係	建設自己資金：	円	円
	○○購入資金：	円	円
	運転資金：	円	円
② 贈与予定者と設立時役員との関係	法人事務費：	円	円
	基本財産：	円	円
	使途		
① 贈与予定者と設立時役員との関係	建設自己資金：	円	円
	○○購入資金：	円	円
	運転資金：	円	円
② 贈与予定者と設立時役員との関係	法人事務費：	円	円
	基本財産：	円	円
	使途		

(2) 設立当初の資産の内容

区分	土地 評価額(円)	建物 評価額(円)	現金預金 (円)	その他の資産 評価額(円)
基本財産				
公益事業用財産				
収益事業用財産				
運用財産				

8 事業開始までに借り入れる借入金

(1) 施設整備費や運転資金などの借入						
借入先	借入の目的	借入金額(千円)	利率(%)	償還期間	償還財源	事業用不動産への抵当権設定協議
		.	.	年		無・有(順位)
		.	.	年		無・有(順位)
		.	.	年		無・有(順位)
		.	.	年		無・有(順位)

備考 福祉医療機構との協調融資の場合は、「協」欄に○印を記載してください。

(2) つなぎ資金の借入					
借入先	借入時期	借入金額(千円)	利率(%)	返済時期	担保提供
	年 月	.	.	年 月	無・有(担保の内容:)
	年 月	.	.	年 月	無・有(担保の内容:)

9 経常経費に充当する寄附金

内容	年間の寄附額(円)	贈与予定者氏名・名称	年齢	職業	年間所得(千円)
賃借料に充当する寄附金					
借入金の償還財源とする寄附金					

10 経常経費に充当する補助金・交付金

内容	年間の支給額(円)	支給額の根拠
() 市町村元金償還金補助金		

11 事業開始前にかかる費用及び運転資金とその財源

事業 開始 前 に か か る 費 用	項目	金額(円)	財源	
			区分	金額(円)
	贈与(寄附)	○○購入資金		
		運転資金		
		法人事務費		
	借入金	借入先		
		借入先		
事業開始時に確保する運転資金				
	合計		合計	

備考 1 「事業開始前にかかる費用」欄には、事業開始前に法人が支出する費用のうち、施設整備にかかる費用（6（2）で記載したもの）以外の全ての費用を記載してください。（事業開始前の人件費、旅費交通費、賃借料、つなぎ資金利息など）

2 「事業開始時に確保する運転資金」欄には、事業開始時点に運転資金として確保しておく現金、普通預金又は当座預金等の金額を記載してください。

3 「財源」欄には、事業開始前にかかる費用や事業開始時に確保する運転資金の財源となるものを記載してください。（7（1）で記載した贈与のうち、「建設自己資金」や「基本財産」以外のものを含みます。）

※ 法人の年間事業費の見込みとその算定根拠を記載してください。

法人の年間事業費（a）	年間事業費の算定方法
(a) × / 1.2	円

※ 事業開始当初の稼働率の見込みとその算定方法・根拠を記載してください。

12 施設について（※ 保育所を経営する法人を設立する場合のみ記載してください。）

(1) 施設長予定者

氏名				年齢	住所	職業	法令に定める資格の状況

(2) 職員数

人	（※ 国の配置基準：	人）
---	------------	----

(3) 施設の必要性及び既存施設の状況

--

様式例1－B 設立認可申請書

(表 面)

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	住所	(住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。)	
	氏名	実印	
申請年月日			
社会 福 祉 法 人 設 立 の 趣 意			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 法人の名称			
事業 の 種 類	社会福祉 事業	第1種	
		第2種	
	公益事業		
	収益事業		

(裏面)

資 産	純額 ⑤-⑥	内訳						
		社会福祉事業用財産		③公益事業用財産	④収益事業用財産	⑤積極財産 ①+②+③ +④	⑥負債	
		① 基本財産	② 運用財産					
		円	円	円	円	円	円	
役 員 と な る べき 者	理事 監事 の別	氏名	代表 権の 有無	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等（該当に○）			他の社会福祉人の代表者へ の就任状況
					学識経験	地域福祉 関係	施設長	
評議員会の有無				評議員の定数				

様式例2 定款

社会福祉法人〇〇〇〇〇定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。（注1）

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) ○○の経営
- (ハ) ●●の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人介護支援センターの経営
- (ハ) 保育所の経営
- (二) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇〇〇〇という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を神奈川県大和市□□◇丁目◇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を神奈川県大和市△△◇丁目◇番に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の定数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 (注2) 名
- (2) 監事 (注3) 名

2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに（注4）名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第六条 役員の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることがある。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

- 第七条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、評議員会において選任する。
 - 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することがない。

(役員の報酬等)

- 第八条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
 - 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
 - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第一〇条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、評議員会、理事会及び大和市長に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、評議員会及び理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第一二条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
 - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第三章 評議員及び評議員会（注5）

（評議員会）

- 第一三条 評議員会は、（注6）名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二〇日以内に、これを招集しなければならない。
 - 4 評議員会に議長を置く。
 - 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
 - 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び評議員会において選任した評議員二名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
 - 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

（評議員会の権限）

- 第一四条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

（同前）

- 第一五条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の資格等）

- 第一六条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が（注4）名を超えて含まれてはならない。

（評議員の任期）

- 第一七条 評議員の任期は二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は、再任されることができる。

第四章 資産及び会計（注7）

（資産の区分）

- 第一八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 神奈川県大和市◇丁目◇番所在の特別養護老人ホーム△△△△△ 敷地（ 平方メートル）
 - (2) 神奈川県大和市◇丁目◇番地所在の木造瓦葺平屋建○○保育園 園舎（ 平方メートル）
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第一九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、大和市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大和市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）（注8）

第二〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（特別会計）

第二一条 この法人は、特別会計を設けることができる。

（予算）

第二二条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（決算）

第二三条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）

第二四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第二五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第二六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第五章 解散及び合併

(解散)

第二七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第二八条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第二九条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、大和市長の認可を受けなければならない。

第六章 定款の変更

(定款の変更)

第三〇条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、大和市長の認可（社会福祉法第四三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大和市長に届け出なければならない。

第七章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三一条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇〇〇〇〇の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第三二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長

理 事

"

"

"

"

監 事

"

- (注1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体現するものとすること。
児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものであること。
- (注2) 6名以上とすること。
- (注3) 2名以上とすること。
- (注4) 親族等の人数は、理事（評議員）の定数に応じて次のとおりとすること。

理事（評議員）定数	親族等の人数
6名～9名	1名
10名～12名	2名
13名～	3名
- (注5) 法人においては評議員会を置くこと。ただし、都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業又は保育所を経営する事業のみ並びに介護保険事業のみを行う法人については、この限りでない。
- (注6) 理事定数の2倍を超える数とすること。
- (注7) 公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。
 (資産の区分)
 第一八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行なう場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行なう場合は、三種）とする。
 2 本文第二項に同じ。
 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行なう場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。
 4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行なう場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行なう場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。
 5 本文第四項に同じ。
- (注8) 基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の二項を加える。
 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(備考一) 公益事業を行う社会福祉法人は、定款第4章（評議員会未設置の場合第3章）の次に次の章を加えること。

第5（評議員会未設置の場合第4章）章 公益を目的とする事業 (種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) ○○の事業
- (2) △△の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(剩余金が出た場合の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から剩余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

(備考二) 収益事業を行う社会福祉法人は、定款第5章（評議員会未設置で公益事業を行わない場合第3章、評議員会未設置で公益事業を行う場合第4章）の次に次の章

を加えること。

第6（評議員会未設置で公益事業を行わない場合第4章、評議員会未設置で公益事業を行う場合第5章）章 収益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

（1） ◇◇業

（2） □□業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（収益の処分）

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第四条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

様式例3 設立当初の財産目録

社会福祉法人〇〇〇〇〇

財産目録

I 資産の部		円
1 基本財産		円
(内 訳)		
(1) 土地(注1)		
大和市□□◇丁目◇番地所在の土地 1筆		m ²
総額		円
(2) 建物(注2)		円
大和市□□◇丁目◇番地所在の建物		円
(3) 基本財産基金		円
2 運用財産		円
(内 訳)		
(1) 建設自己資金		円
(2) 運転資金		円
(3) 法人事務費		円
II 負債の部(注3)	0	円
III 差引正味財産		円

(注1) 土地は、1筆ごと登記事項証明書記載のとおり記入する。

(注2) 既存の建物の贈与を受ける場合に記載する。記載は、登記事項証明書記載のとおりに1棟単位で記載する。

(注3) 負債を抱えての法人設立は原則として認めないため、0円となる。

様式例4 贈与契約書（建設自己資金・運転資金・法人事務費・土地）

贈 与 契 約 書

○○ ○○（以下「甲」という。）と社会福祉法人○○○○○設立代表者（代理人）○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人○○○○○の設立が認可されたときは、同法人の建設自己資金として○○円、運転資金として○○円、法人事務費として○○円及び資産として別記目録記載の財産を同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人○○○○○の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は、誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を保持する。

平成 年 月 日

（住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。）

甲 住所

氏名 ○ ○ ○ ○ 実印

乙 住所

氏名 社会福祉法人○○○○○

設立代表者

○ ○ ○ ○ 実印

（甲、乙が同一人の場合）

乙 住所

氏名 社会福祉法人○○○○○

設立代表者代理人

○ ○ ○ ○ 実印

別記

目 錄

1 現金	円
(内訳)	
建設自己資金	円
運転資金	円
法人事務費	円
2 土地(注2)	m ²
神奈川県大和市□□◇丁目◇番所在の土地一筆	m ²
3 建物(注3)	m ²
神奈川県大和市□□◇丁目◇番所在の○○造○階建建物 1 棟	m ²
延べ	m ²

(注1) 必要項目のみ記載する。贈与内容はなるべく贈与契約書中に記載する。

(注2) 登記事項証明書記載のとおりに記入する。土地の一部のみ贈与する場合は、分筆登記後の登記事項証明書により記入する。

(注3) 建物の贈与を受けるときに記入する。建設中の建物は記入しない。

様式例5 所有権移転登記確約書

所有権移転登記確約書

社会福祉法人〇〇〇〇〇の設立が認可されたときは、下記の財産について、直ちに貴法人に対し所有権移転登記を行うことを確約いたします。

平成 年 月 日

(住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。)

住所

氏名(所有者) ○ ○ ○ ○ 実印

社会福祉法人〇〇〇〇〇

設立代表者 ○ ○ ○ ○ 殿

(設立代表者代理人 ○ ○ ○ ○ 殿)

記

1 土地

神奈川県大和市□□◇丁目◇番所在の土地一筆 m²

2 建物

神奈川県大和市□□◇丁目◇番所在の〇〇造〇階建建物 1 棟

延べ m²

様式例6 基本財産編入誓約書

基 本 財 产 編 入 誓 約 書

このたび、社会福祉法人〇〇〇〇〇が設置経営する特別養護老人ホーム△△△△△の建物については、完成後速やかに基本財産に編入することを誓約いたします。

平成 年 月 日

社会福祉法人 〇〇〇〇〇

設立代表者 〇〇 〇〇 実印

大 和 市 長 殿

様式例7 地上権設定契約書

地上権設定契約書

土地所有者〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇〇〇設立代表者（代理人）〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、地上権設定について次のとおり契約を締結する。

（地上権設定の目的）

第1条 甲は、その所有にかかる末尾記載の土地を乙が建設する特別養護老人ホームの用に供させる目的をもって、地上権者乙のため地上権を設定する。

（契約期間）

第2条 前条の地上権の契約期間は、平成 年 月 日から前条の目的によって使用する期間とする。（注1）

（地代）

第3条 地代は無償とする。

（登記）

第4条 甲は、乙に対し、この契約締結と同時に地上権設定登記承諾書を提出するものとする。

（土地の維持管理）

第5条 この契約の対象となる土地が、天災等により流出又は崩壊したときの損害の補てん又は復旧に要する費用は、乙の負担とする。

（協議）

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上定めるものとする。

この契約が甲乙両者間に成立したことを証し、かつこれを確守するため2通を作成し、各1通を保持する。

平成 年 月 日

（住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。）

甲 住所

氏名 ○ ○ ○ ○ 実印

乙 住所

社会福祉法人〇〇〇〇〇設立代表者

氏名 ○ ○ ○ ○ 実印

土地の表示

1 所在地 神奈川県大和市□□◇丁目◇番

2 地目 宅地

3 公簿面積 m²

（注1） 10年、20年と期間を限ったものは認められない。

様式例8 地上権設定登記誓約書

地上権設定登記誓約書

このたび、特別養護老人ホーム△△△△△用地として地上権設定契約の締結を行った土地については、法人設立後直ちに地上権の登記を設定することを誓約いたします。

平成 年 月 日

(住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。)

住所

氏名(所有者) ○ ○ ○ ○ 実印

大和市長 殿

様式例9 土地賃貸借契約書

土 地 賃 貸 借 契 約 書

貸地人〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と、借地人社会福祉法人〇〇〇〇〇設立代表者〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、土地の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有にかかる末尾記載の土地を乙が設置経営する特別養護老人ホームの敷地にあてるため賃貸する。

（契約期間）

第2条 前条の賃貸の契約期間は、平成 年 月 日から前条の目的によって使用する期間とする。（注1）

（地代）

第3条 賃借料は 円とする。

（登記）

第4条 甲は、乙に対し、この契約締結と同時に地上権設定登記承諾書を提出するものとする。

（転貸の禁止）

第5条 乙は、この契約にかかる土地を他に転貸してはならない。

（契約の解除）

第6条 乙が正当な事由なくこの契約の各条項に違背したときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 乙はその都合により、いつでもこの契約の解除を甲に申し入れることができる。

（返還）

第7条 乙は、この契約による土地を返還する場合、原形に復した後、返還しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（その他）

第8条 以上に定めるもののほか、疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この契約が甲乙両者間に成立したことを証し、かつこれを確守するため2通を作成し、各1通を保持する。

平成 年 月 日

（住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。）

甲 住所

　　氏名 ○ ○ ○ ○ 実印

乙 住所

　　社会福祉法人〇〇〇〇〇設立代表者

　　氏名 ○ ○ ○ ○ 実印

土地の表示（2筆以上ある場合は、筆ごとに記載してください。）

1 所在地 神奈川県大和市□□◇丁目◇番

2 地目 宅地

3 公簿面積 m²

(注1) 10年、20年と期間を限ったものは認められない。

様式例 10 賃借権登記誓約書

賃借権登記誓約書

このたび、特別養護老人ホーム△△△△△用地として賃貸借契約の締結を行った借地人
社会福祉法人○○○○○設立代表者○○ ○○氏との土地の賃貸借については、法人設立
後直ちに賃借権の登記を設定することを誓約いたします。

平成 年 月 日

(住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。)

住所

氏名（賃貸人） ○ ○ ○ ○ 実印

大和市長 殿

様式例 11-1 事業計画書

平成〇〇年度特別養護老人ホーム事業計画

- 1 所在地
- 2 利用定員
- 3 職員定数
- 4 事業開始予定年月日
- 5 事業運営基本計画

6 利用者の支援

(1) 支援の方針

(2) 介護

(3) 食事の提供

(4) 機能訓練

(5) 健康管理

(6) 衛生管理等

7 防災計画

8 日課

9 職員名簿

職名（注1）	氏名（注2）	前歴	資格	年齢
施設長				
事務員				
介護支援専門員				
生活相談員				
介護職員				
"				
医師				
看護師				
機能訓練指導員				
栄養士				
調理員				
"				
介助員				

10 資金計画

別紙 収支予算書のとおり

(注1) 必要職種すべてについて記入してください。

(注2) 選考中で未定の場合、その旨記入してください。

様式例 11-2 事業計画書

平成〇〇年度〇〇保育園事業計画書

1 保育園の運営

(1)所在地

(2)定員

歳児	歳児	歳児	歳児	歳以上児	合計

(3)職員定数

(4)事業開始予定年月日

2 保育目標

(1)保育時間

(2)保育内容

(3)保育担当者

3 職員名簿

職名（注1）	氏名（注2）	前歴	資格	年齢
園長				
主任保育士				
保育士				
"				
"				
"				
"				
"				
"				
調理員				
"				
用務員				

その他、○○市○○町所在の○○医院の○○医師を嘱託医とする。

4 保育施設

5 資金計画

別紙 収支予算書のとおり

(注1) 必要職種すべてについて記入してください。

(注2) 選考中で未定の場合、その旨記入してください。

様式例12 収支予算書

資 金 収 支 予 算 内 訳 表

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

単位:円

勘 定 科 目	サービス区分			合計	内部取引消去	拠点区分合計
	本部	特養	軽費老人ホーム			
介護保険事業収入 施設介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般)						
居宅介護料収入 (介護報酬収入) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)						
地域密着型介護料収入 (介護報酬収入) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)						
居宅介護支援介護料収入 居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入						
利用者等利用料収入 施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入(公費) 食費収入(一般) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般) その他の利用料収入						
その他の事業収入 補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入 (保険等査定減)						
老人福祉事業収入 措置事業収入 事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入						
運営事業収入 管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入						
その他の事業収入 管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入						
児童福祉事業収入 措置事業収入 事務費収入 事業費収入 私的契約利用料収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入						
保育事業収入 保育所運営費収入 私的契約利用料収入 私立認定保育所利用料収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入						
就労支援事業収入 ○○事業収入						

様式例12 収支予算書

事 業 活 動 に よ る 収 支	障害福祉サービス等事業収入 自立支援給付費収入 介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入 障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入 特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 特定費用収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入 (保険等査定減)				
	生活保護事業収入 措置事業収入 事務費収入 事業費収入 授産事業収入 ○○事業収入 利用者負担金収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入				
	医療事業収入 入院診療収入 室料差額収入 外来診療収入 保健予防活動収入 受託検査・施設利用料収入 訪問看護療養費収入 訪問看護利用料収入 訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入 その他の医療事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の医療事業収入 (保険等査定減)				
	○○事業収入 ○○事業収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入				
	○○収入 ○○収入 借入金利息補助金収入 経常経費寄付金収入 受取利息配当金収入 その他の収入 受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入 流動資産評価益等による資金増加額 有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益				
	事業活動収入計(1)				

様式例12 収支予算書

	人件費支出 役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出 事業費支出 給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保険衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支援度費支出 葬祭費支出 車両費支出 管理費返還支出 ○○費支出 雜支出 事務費支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 涉外費支出 諸会費支出 ○○費支出 雜支出 就労支援事業支出 就労支援事業販売原価支出 就労支援事業販管費支出 授産事業支出 ○○事業支出 ○○支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 利用者等外給食費支出 雜支出 流動資産評価損等による資金減少額 有価証券売却損 資産評価損 有価証券評価損 ○○評価損 為替差損 徴収不能額					
	事業活動支出計 (2)					
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)					

様式例12 収支予算書

施設整備等による収支	施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 車両運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入 その他の施設整備等による収入 ○○収入						
	施設整備等収入計(4)						
	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車両運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の設備整備等による支出 ○○支出						
	施設整備等支出計(5)						
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)						
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 その他の活動による収入 法人設立時基本財産寄附金収入 ○○収入						
	その他の活動収入計(7)						
	長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 その他の活動による支出 基本財産定期預金支出 ○○支出						
	その他の活動支出計(8)						
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)						
その他の活動による収支	予備費支出(10)						
	当期資産収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)						
	前期未支払資金残高(12)						
	当期未支払資金残高(11)+(12)						

※この様式は、社会福祉法人会計基準 第1号の4様式(○○拠点区分 資金収支計算書の予算欄を拠点区分ごとに作成し、合計したものです。
新会計基準では、法人本部は独立した拠点区分とすることができますとなっているため、他の拠点と分けて記載しています。

様式例 13 委任状：設立代表者が設立に関する一切の権限を有する場合

委 任 状

(印鑑登録証明書記載のとおりに記入してください。)

住所

氏名

上記の者を社会福祉法人○○○○○の設立代表者として設立に関し必要な権限の一切を委任する。

平成 年 月 日 (注1)

(住所、氏名は印鑑登録証明書の記載のとおり記入してください。)

(注2)	住 所	氏 名	実印
設立者	○○市○○○丁目○番○号	○○ ○○	印
設立者	○○市○○○丁目○番○号	○○ ○○	印
設立者	○○市○○○丁目○番○号	○○ ○○	印
設立者	○○市○○○丁目○番○号	○○ ○○	印
設立者	○○市○○○丁目○番○号	○○ ○○	印
設立者	○○市○○○丁目○番○号	○○ ○○	印
設立者	○○市○○○丁目○番○号	○○ ○○	印

(注1) 年月日は贈与契約日以前の日付である必要があります。

(注2) 設立代表者以外の理事、監事分を作成してください。

(注3) 連記式でなく、設立者別の個別の委任状でも差し支えありません。

様式例 14 委任状：設立代表者が贈与契約等の当事者（寄附者）となる場合

委 任 状

（印鑑登録証明書記載のとおりに記入してください。）

住所

氏名

上記の者を社会福祉法人○○○○○の設立代表者として設立に関し必要な権限（○○○との贈与契約及び所有権移転登記確約、並びに○○○の理事就任承諾に係る部分を除く。）の一切を委任する。

平成 年 月 日 （注1）

（住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに記入してください。）

（注2） 設立者	住 所	氏 名	実印
○○市○○○丁目○番○号	○○ ○○	印	
○○市○○○丁目○番○号	○○ ○○	印	
○○市○○○丁目○番○号	○○ ○○	印	
○○市○○○丁目○番○号	○○ ○○	印	
○○市○○○丁目○番○号	○○ ○○	印	
○○市○○○丁目○番○号	○○ ○○	印	
○○市○○○丁目○番○号	○○ ○○	印	
○○市○○○丁目○番○号	○○ ○○	印	

（注1） 年月日は贈与契約日以前の日付である必要があります。

（注2） 設立代表者以外の理事、監事分を作成してください。

（注3） 連記式でなく、設立者別の個別の委任状でも差し支えありません。

様式例 15 委任状：設立代表者以外の者に贈与契約等に係る権限を委任する場合

委 任 状

(印鑑登録証明書記載のとおりに記入してください。)

住所

氏名

上記の者を社会福祉法人〇〇〇〇〇の設立代表者代理人として社会福祉法人〇〇〇〇〇と〇〇〇〇との贈与契約及び設立に所有権移転登記確約、並びに〇〇〇〇〇の理事就任承諾に係る権限を委任する。

平成 年 月 日 (注1)

(住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに記入してください。)

(注2)	住 所	氏 名	実印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇	印

(注1) 年月日は贈与契約日以前の日付である必要があります。

(注2) 設立代表者代理人以外の理事、監事分を作成してください。

(注3) 連記式でなく、設立者別の個別の委任状でも差し支えありません。

様式例 16 役員就任承諾書

理 事 (又 は 監 事) 就 任 承 諾 書

社会福祉法人〇〇〇〇〇理事（又は、監事）に就任することを承諾します。

平成 年 月 日

(住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。)

住所

氏名

実印

社会福祉法人〇〇〇〇〇

設立代表者（設立代表者代理人）〇〇 〇〇 殿

(注1) 設立代表者への委任状作成日以降の日付を記入してください。

(注2) 設立代表者の分も作成してください。

様式例 17 評議員就任承諾書

評議員就任承諾書

社会福祉法人〇〇〇〇〇評議員に就任することを承諾します。

平成 年 月 日

(住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。)

住所

氏名

実印

社会福祉法人〇〇〇〇〇

設立代表者（設立代表者代理人） 〇〇 〇〇 殿

（注1） 設立代表者への委任状作成日以降の日付を記入してください。

様式例18 建設計画書

建 設 計 画 書

社会福祉法人○○会

1 施設名

2 経営主体

3 設置場所

4 定員

5 敷地の面積

6 規模及び構造

1階床面積 m²

2階床面積 m² 延べ床面積 m²

7 配置図及び平面図 (別紙のとおり)

8 施設整備資金計画

(1) 収入

国・県補助金 円

○○(市町村)補助金 円

独立行政法人福祉医療機構借入金 円

自己資金 円

(2) 支出

敷地造成工事費 円

建設主体工事 円

付帯設備工事費 円

初度調査費 円

設計監理費 円

9 工事予定期間

(1) 着工年月日 平成 年 月 日

(2) 竣工年月日 平成 年 月 日

10 施設事業開始予定年月日

平成 年 月 日

様式例19 償還計画書

償還計画書

1 年次別償還額及び充当財源別金額

区分		償還額			充当財源別金額			
回	年次	元金	利息	合計	寄付金		補助金等	合計
					氏名	金額		
1	平成〇〇年	円	円	円		円	円	円
2	平成〇〇年							
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
	合計							

2 充当財源の調達内容

(1) 補助金等

〇〇〇円

(2) 寄付

氏名	寄付総額
〇〇	〇〇〇〇円
〇〇	〇〇〇〇円
〇〇	〇〇〇〇円

様式例 20 償還金贈与契約書

償還金贈与契約書

○○ ○○（以下「甲」という。）と社会福祉法人○○○○○設立代表者（代理人）○○ ○○（以下「乙」という。）と○○ ○○（以下「丙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人○○○○○の設立が認可されたときは、同法人の独立行政法人福祉医療機構からの借入金の償還財源として、総額金○○○○円を別記のとおり同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を毎年○月末日までに行わなければならない。

第3条 甲が、第1条による贈与を履行できないとき、又はできなくなったときは、丙がその贈与を代替し又は残余の贈与を継承して行う。

第4条 丙は、第3条による贈与の継承を履行できなくなったときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

第5条 この契約に定めていない事項については、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文3通を作成し、甲、乙及び丙署名捺印のうえ各1通を保持する。

平成 年 月 日

（住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。）

甲 住所

氏名 ○ ○ ○ ○ 実印

乙 住所

氏名 社会福祉法人○○○○○

設立代表者（代理人）

○ ○ ○ ○ 実印

丙 住所

氏名 ○ ○ ○ ○ 実印

別記

回	贈与年次	贈与金額（円）	回	贈与年次	贈与金額（円）
1	平成〇〇年		11	平成〇〇年	
2	平成〇〇年		12	平成〇〇年	
3	平成〇〇年		13	平成〇〇年	
4	平成〇〇年		14	平成〇〇年	
5	平成〇〇年		15	平成〇〇年	
6	平成〇〇年		16	平成〇〇年	
7	平成〇〇年		17	平成〇〇年	
8	平成〇〇年		18	平成〇〇年	
9	平成〇〇年		19	平成〇〇年	
10	平成〇〇年		20	平成〇〇年	
				総額	

- (注1) 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付し、契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。
- (注2) 他の金融機関から借入をするときは、当該金融機関名を記入する。
- (注3) 設立代表者に権限を委任した日以降の日付にする。
- (注4) 設立代表者が贈与する場合は代理人を選任する。

様式例 21 施設長就任承諾書

施設長就任承諾書

社会福祉法人〇〇〇〇〇が設置経営する特別養護老人ホーム△△△△△（注2）の施設長に就任することを承諾します。

なお、施設長に就任するに当たっては、その職務に専念することを誓います。

平成 年 月 日

（住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。）

住所

氏名

実印

社会福祉法人〇〇〇〇〇

設立代表者 〇〇 〇〇 殿

(注1) 施設長資格要件取得状況がわかる関係書類（写）を添付してください。

(注2) 保育所の場合は、「保育所〇〇園」などと記入してください。

様式例 22 施設長資格を取得する念書

施設長資格を取得する念書

平成 年 月 日に開設予定である〇〇〇〇の施設長に就任する予定の《施設長予定者名》については、社会福祉施設長資格認定講習課程の研修を受講し、施設長としての資格を取得することを確約します。

大和市長 殿

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇会 設立代表者 実印

施設長予定者 実印

様式例23 申述書

申 述 書

平成 年 月 日

大和市長 殿

住所

氏名

実印

私は、社会福祉法第三十六条第四項各号に規定する役員の欠格事由のいずれにも該当いたしません。

また、設立当初の役員について、次の者を除いて、私と親族等の特殊の関係のある者はおりません。

設立当初の役員のうち、親族等の特殊の関係のある者の氏名

参考1：社会福祉法第三十六条抜粋

(役員の定数、任期、選任及び欠格)

第三十六条 (略)

2～3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 第五十六条第四項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

参考2：親族等の特殊の関係のある者（「社会福祉法人指導監査要綱」より）

- ① 当該役員と民法に定める親族関係にある者
- ② 当該役員とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者
- ③ 当該役員の使用人及び当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③の親族で、これらの者と生計を一にしている者
- ⑤ 当該役員が役員となっている会社の役員、使用人及び当該会社の経営に従事する他の者並びに当該会社の同族会社の使用人であって、役員と同等の権限を有する者
- ⑥ ①～④の者と同族会社の関係にある法人の役員及び使用人

注 詳細は、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する「親族等」の定義を確認してください。

様式例 24 履歴書

履歴書

平成 年 月 日作成

フリガナ			実印
氏名			
生年月日	年 月 日 (満 歳)	性別	
住所	〒 ()		

※印鑑登録証明書どおりに記載すること。

《学歴》

学校名	学部学科名	期間	資格
		年月日～年月日	卒年退

《職歴》

勤務先	在職期間	職務内容	役職
	年月日～年月日		

《現職》

勤務先	在職期間	職務内容	役職
	年月日～現在		

現在従事している職について、職歴とは別に全て記入すること。

《他法人役員経歴》

勤務先	在職期間	職務内容	役職
	年月日～年月日		

他法人役員経歴については、職歴とは別記すること。

《その他兼務職歴》（例：民生委員・任意団体等の役員歴）

勤務先等	在職期間	職務内容	役職
	年月日～年月日		

《資格・免許》

名称(種別)	登録年月日及び登録番号	取扱機関
	年月日 No.	

《他の理事予定者との関係》

氏名	関係

(注1) 役員(理事・監事)の各種要件に該当する職歴等は必ず記入してください。